

中小・小規模事業の経営者・総務・労務担当者のための

パワハラ関連法改正セミナー

令和4年から、事業規模に関わらず職場におけるハラスメント防止措置が事業主の義務になりました。

では、“パワハラ”の定義は？受け手がパワハラだと感じたらそれは全てパワハラ？相談された場合はどう対処する？

危ない行為をした部下を注意するのもパワハラ？実際にパワハラがあった時、会社・相談窓口担当者の対応は？

本セミナーでは令和4年より中小企業も対象となったハラスメント防止対策法を基に、知っているようで知らない“パワハラ”について理解を深め、パワハラ？どうしよう？の疑問に事例を交えて解説します。

日時 10月22日（火） 13:30～15:30

場所 あおーよ 207号室

講師 社会保険労務士法人みらい

あさだ みちやす
代表 朝田 通安 氏

定員 20名

費用 無料（会員・非会員問わず）

対象 中小・小規模事業者

内容 ・なぜハラスメント対応が重要なのか

- ・パワハラに関する定義
- ・職場のパワハラの6つの行為類型
- ・業務上の指導とパワハラの線引き
- ・「俺の時代はこうだった」は通用しない
- ・パワハラ被害者別・加害者別対応
- ・セクハラ・マタハラ・その他ハラスメント
- ・パワハラ防止措置の事業主の義務化



國學院大學経済学部経済学科卒業。銀行で企業融資、外国為替業務等を経験し1998年に社会保険労務士試験に合格。富山労働局総合労働相談員、富山県労働基準協会快適職場アドバイザー、富山県社会保険労務士会魚津支部長（理事）等を歴任し、現在は全国労働保険事務組合連合会富山支部副会長を務める傍ら、社会保険労務士法人みらい代表として中小企業の事務手続き・給与計算・労務相談といった業務も精力的に行っている。



お問い合わせ・お申し込み 黒部商工会議所 TEL:52-0242 FAX:52-2650

参加申込書

事業所名	TEL	
	所在地	
受講者名	複数名申込可	
内容についての リクエスト		